一八八六(明治一九)年、日本最初の官立総合大学を生み出した帝国大学令が公布されました	日本において、「大学院」とよばれる制度がはじめて登場したのは明治時代のことでした。	・帝国大学令と大学院		、 戦前の 大学院		なっています。	れるべきなのか、などの疑問に対して多少なりともヒントを提示することが本書のねらいと	目的で設けられたのか、どのような目的で設けられるのか、さらにはどのような目的で設けら	社会的関心の高まりとはどのような関係にあるのでしょうか。そもそも大学院とはどのような	世紀の間にその性格が次第に変化していると思われます。そうした大学院の変化と大学院への
--	---	------------	--	-----------------	--	---------	---	--	--	--

る帝国大学一校のみでした。戦前期、日本国内には七つの帝国大学(東京、京都、

東北、九州

始まりです。ただし、この帝国大学令によって制度化されたのは現在の東京大学の前身にあた が、そのとき「帝国大学ハ大学院及分科大学ヲ以テ構成ス」(第二条)と明示されたのがその 4

戦前の大学院

北海道、大阪、名古屋―設置年順―)が設置されていますが、国内二番目として京都に帝国大
学が設置されるまでは国内唯一の帝国大学であったため、「東京」という文字をつける必要が
なかったのです。
帝国大学令は「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル学術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ
目的トス」(第一条)と定め、帝国大学が国家目的に応じた学術技芸を教授・研究する機関で
あることを明示しました。そして、大学院を「学術技芸ノ蘊奥ヲ攷究」する機関、分科大学
(のちの学部に相当する)を「学術技芸ノ理論及応用ヲ教授」する機関と位置づけてそれぞれ
の機能の分担を図ったのです。すなわち、大学院は学術研究機関、分科大学は教授機関(教育
機関)として両者を独立した組織とみなしたうえで、帝国大学全体として教授機能と研究機能
とをかね備えるようなしくみを採用したのでした。
◆大学令と大学院
一九一八(大正七)年、それまでの帝国大学令にくわえてあらたに大学令が公布されました。
この大学令は、さきにふれた一八八六年の帝国大学令とならんで、戦前期日本の大学制度史に
おいて重要な節目をなすものとなっています。そのおもな特徴を示すと、第一に大学の目的規
定を「国家ニ須要ナル学術ノ理論及応用ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トシ兼テ

•5

とされていることです。第二に、それまでは「分科大学」と併置された「大学院」が、二つ以
大学令においては「学部」とそのうえにかならずおかれる「研究科」が、大学の基本構成単位
これらの規定から、大学院制度に関連してつぎのことを確認することができます。第一に、
(『例規集』名古屋帝国大学)
数個ノ学部ヲ置キタル大学ニ於テハ研究科間ノ連絡協調ヲ期スル為之ヲ綜合シテ大学院
第三条 学部ニハ研究科ヲ置クヘシ
ノ学部ヲ置クモノヲ以テ一大学ト為スコトヲ得(以下略)
第二条 大学ニハ数個ノ学部ヲ置クヲ常例トス但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ単ニ一個
大学令
度が大きく変更されたことに目をむけることにします。
採用したこと、などにまとめることができます。ここでは、とくに第四の点によって大学院制
認めて公立大学・私立大学を生み出したこと、第四に従来の分科大学に代わって「学部」制を
総合大学を原則としながらも例外的に単科大学を認めたこと、第三に国以外による大学設置を
人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」(第一条)と改めたこと、第二に従来の

戦前の大学院

•7



名帝大本部の仮庁舎(愛知一中の旧校舎)(中日新聞社提供)

内閣に設置された教育政策審議機関)の答申など	を示した臨時教育会議(一九一七~一九一九年に	せん。ただし、大学令による制度改革の基本方針	大学令の条文自体は明確な回答を示してはいま	変化したのでしょうか。実はこの問いに対して、	能と研究機能の役割分担についてはどのように	明示されていた分科大学と大学院による教授機	ところで、大学令以前の旧帝国大学令において	◆あいまいな機能分担	とになりました。	て、それまでにあった帝国大学にも適用されるこ	位置づけは、おなじ時期の帝国大学令改正によっ	けるこうした「学部」「研究科」や「大学院」の	呼称とされるようになったことです。大学令にお	上の研究科間の連絡協調のための総合体をさす
2	1-	亚丁	よ		1-	(茂	Ç			<u> </u>	.)	\mathcal{O}	ち	9

屋帝国大学官制」が公布され、翌四月一日の施行によって創設されました。これにともない同	名古屋大学の前身にあたる名古屋帝国大学は、一九三九(昭和一四)年三月三一日に「名古	◆本人希望による入学	二、名古屋帝国大学大学院	ることがなかったのです。	基本的な枠組みは、戦後になって一九四七(昭和二二)年に学校教育法が公布されるまで変わ	その後、大学令や改正帝国大学令によるこうした「学部」と「研究科」「大学院」に関する	大学令によって明示されていた機能分担があいまいなものへと変化したことがうかがえます。	によると、学部において教育と研究を行い、研究科において研究を行うとされており、旧
しない同	2 名古				6で変わ	関する	んます。	旧帝国

描き出してみましょう。 帝国大学通則にある大学院関連の諸条項にもとづいて戦前の大学院(旧制大学院)のようすを 日、名古屋帝国大学通則、同学位規程などの諸規程類が制定されています。ここでは、名古屋 **昼空目フ空官能」 オクオ 12 オ 一部四月一日の 放行い いっ 「 倉詰 12 オ 100** 8